

令和8年度

第1回松本市有償運送運営協議会

松本市有償運送運営協議会事務局

令和8年度第1回松本市有償運送運営協議会 議事録

日時:令和8年7月16日(木)

午後1時30分から3時

会場:東庁舎4階 第3委員会室

次 第	1 開会 2 会長あいさつ 3 自己紹介 4 会議事項 (1) 報告事項 - ア 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書について - イ 道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録報告について - ウ 登録団体の現況 (2) 協議事項 - 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の更新登録の申請について 5 その他 - 松本市の交通政策について 6 閉会
13:30	1 開会 2 会長あいさつ 3 自己紹介 ≪事務局≫ 開会を宣言 委員 13 名中 11 名出席(欠席:塩原委員・百瀬委員、代理出席:アルピコタクシー株式会社・県交通政策課、リモート出席:障害者相談支援センター) 松本市有償運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき会議成立
13:35	4 会議事項 (1) 報告事項 ≪会長≫ 議事に入ります。本日は、報告事項が3件、協議事項が2件です。 では、報告事項に入ります。登録事項変更届出書について、事務局から説明をお願いします。 ≪事務局≫ 概要について説明 ≪会長≫

13:45	質疑等ある方は挙手をお願いします。 《委員》 質疑なし 《会長》 ないようですので、登録事項変更届出書について、報告を受けた、とします。 次に、有効期間更新の登録報告について事務局から説明をお願いします。 《事務局》 概要について説明 《会長》 質疑等ある方は挙手をお願いします。 《委員》 質疑なし 《会長》 ないようですので、有効期間更新の登録について、報告を受けた、とします。 次に、登録団体の現況について、事務局から説明をお願いします。 《事務局》 概要について説明 《会長》 質疑等ある方は挙手をお願いします。 《委員》 質疑なし 《会長》 ないようですので、登録団体の現況について、報告を受けた、とします。 (2) 協議事項 《会長》 では、協議事項に入ります。「特定非営利活動法人 cherish」の有効期間更新の登録について協議を行います。申請の概要について、事務局から説明をお願いします。 《事務局》 概要について説明 《会長》 申請者をご入室ください。 ※ 法人入室 《会長》 事業者から説明をお願いします。 《法人代表》 法人から説明(特定非営利活動法人 cherish) 《会長》
-------	--

質疑応答ありますか。

《委員 A》

運行規約第19条で運転者の要件が定められているが、今回、運転記録証明書をみると安全運転義務違反(軽傷事故)を受けている。これは規約上問題ないのでしょうか。

《法人代表》

就業中の違反ではありません。事故の状況としては、夜で、相手方が急ブレーキをかけ、それにぶつかってしまったとのこと。本人には重々気をつけるよう指導しました。これが就業中の事故であれば、もう少し考えていかないといけないが、就業以外の時間でも車に乗ることはあります。今回、警察の方からも連絡をもらい、避けられない部分はあるとしても、事故は事故なのということで、このような処分となりました。

《委員 A》

規約をみると大丈夫かと心配になった。我々も規約があり、ここまで厳しい規約ではないが、事故を起こしたドライバーが運送するというのが気になった。

《委員 B》

事故等があった場合、研修を受ける要件はないのか。有償運送の場合、長野県ハンディキャブ連絡会の講習を受けてから始めると思うが、その講習のなかで事故を起こした場合はこうしなさいという基準はないのか。

《法人代表》

長野県ハンディキャブ連絡会の講習のなかで研修を受けるということですか。

《委員 B》

本来、事故等があった場合はこうしなさいという項目があるかと思ったが。ないのであれば、基準を決めるかどうか。

《法人代表》

福祉有償運送の講習を受けたところで、どういった形で事故を起こした場合に研修を受ける必要があるのか、今一度確認をして、必要があれば該当者に研修を受けさせ、運行規約のなかにも記載するようにしていきたい。

《委員 B》

長野県ハンディキャブ連絡会に聞いて、長野県でそういう事例があるかどうか確認をしてもらえば。

《会長》

事務局からはいかがですか。

《事務局》

松本市有償運送運営協議会運営要領のなかに、事故が起こった場合について記載があります。事故が起こった場合には、事故の解決に向けて努力するということとそれに伴う報告をあげるという内容です。しかし、内容としては有償運送の事業にあたってとなっ

ているため、今説明のあったプライベートな時間での事故については、この要領に沿った運用はなされなかったものと判断しています。

ただ、要領のなかには事故のタイミングとは別にそういう職員が出た場合は今後の指導・教育を実施すること等記載があり、プライベートであっても今後のヒヤリハットにつながるような内容については事前に策を講じることとなっています。そのため、そのような取り組みをしていただいているという認識でいます。

《会長》

今の話を踏まえて今後の対応を検討していただきたい。他に何かありますか。

《委員 C》

運転者の移送サービス運転者修了証書のなかで、セダン等含む講習を修了されていない方がいるが、この方はセダン等は運行していないということで良いか。

《法人代表》

私どもの法人ができたのが平成31年であり、この方は以前別のところでお勤めされていたときに修了証書を取得された方です。以前の事業所ではセダン等も含めて運転されていたと聞いていたので、問題ないと認識していました。過去の更新時にも指摘がなかったため、問題ないものと思っていました。

《委員 C》

内部でセダン等含む講習を受けた方でないと車両は運転できないと確認してきたので、この方もセダンを運転するようなら講習を受けていただいて、修了証書を調べていただくことが必要となる。

《法人代表》

セダンを運転しないと支援が回りきらなくなってしまう状況のため、早速確認をとります。ただ、この講習も1年に何回もやるようなものではないので、どういう風な形でとればよいか、対応を考えたい。

別件だが、前回の更新時に指摘を受けたアルコールチェックについて。アルコールチェッカーの機械とそれをスマートフォンに連動して法人のパソコンへ送ってもらう機器を導入して、確認のうえ出勤許可を出すようにしています。

《会長》

ありがとうございました。それでは、申請者はご退席ください。

※ 法人退席

《会長》

委員の皆様から指摘がありましたが、どうでしょうか。再提出や改善が必要かどうか。ご意見ありますでしょうか。あるいは、承認した後にどういう風に改善したのか報告を受けるという方法もあるかと思います。

《委員 D》

14:15	自家用有償運送はあくまで認可という形のため、何かあったときには必ず調査が入る。その調査が入ったときに、今委員の方からご指摘を受けたような内容がその場で明らかになった場合、許可が取り消される。そうすると、5年間はその事業が継続できない。そういった厳しい状況のなかで運行されているという認識が甘いのではないか。認識を改めて持っていただいたうえで今後運行を続けていただきたい。とにかく事故を起こしてしまったら、取り返しのつかないことになる。それをよくご理解いただいたうえで、この事業を継続していただきたい。 《会長》 更新に対してご意見ありますでしょうか。事務局からは何かありますか。 《事務局》 今、ご審議いただいた内容、それから修了証の取直しをというご意見でしたので、それに対する対応等を、改めまして申請団体に指導したうえで提出という形をとりたいと思います。 《会長》 事務局からの提案どおりでよろしいでしょうか。 ※ 委員全員うなずく 《会長》 では、特定非営利活動法人 cherish の更新について了承される方は、挙手をお願いします。 ※ 全員挙手 賛成が過半数を超えておりますので、更新申請について承認とさせていただきます。 続いて、特定非営利活動法人結いの街の更新の登録の協議を行います。申請の概要について、事務局から説明をお願いします。 《事務局》 概要について説明 《会長》 申請者をご入室ください。 ※ 法人入室 《会長》 事業者から説明をお願いします。 《法人代表》 法人から説明(特定非営利活動法人結いの街) 《会長》 今の説明について、質疑等ある方は挙手をお願いします。
-------	---

《委員 C》

ドライバーの添付書類のなかで移送サービス運転者修了証書をつけていただきおり、セダン等含む講習を修了されていない方がいるが、この方はセダン等は運行していないということで良いか。

《法人代表》

運転していません。

《委員 B》

質問ではないですが、結いの街はもう20年以上事業をされていて、障がい者の我々にとってありがたい支援だと思っています。今、タクシーなど変わってきているが、障がい者としてはまだまだだと思っているので、大変でしょうがぜひ続けていただけたら嬉しいです。

《法人代表》

障がい者の研修について定期的に事業所独自でも行っています。研修を受けただけではだめなので、年に何回かは月1回のミーティングのなかで実際にやってみたり、突発的な夢を叶えたい、旅行に行きたいなどそういった方にも対応をしています。利用された障がい者の方がいかに心地よく車に乗ってもらえるか、特に精神障がいの方が安心して車に乗ってもらえるか(スピード感や車内の暑さ・寒さ、声のトーンなど)、そういった話もしています。高齢者の方はいろんな場面で支援があると思うが、障がい者の支援は足りないと実感しているので、これからも応援してください。よろしくお願いします。

《会長》

その他、よろしいでしょうか。申請者はご退席ください。

※ 法人退席

《会長》

審議に移る前に何かご意見ありますでしょうか。

《委員》

意見なし

《会長》

それでは、特定非営利活動法人結いの街の更新について、了承される方は挙手をお願いします。

※ 全員挙手

賛成が過半数を超えておりますので、更新申請について承認とさせていただきます。

本日、予定されておりました会議事項は、以上です。皆様のご協力ありがとうございました。

5 その他

《会長》

14:35

情報共有ということで、松本市の交通政策について委員 E よりお話を聞きたいと思っています。

《委員 E》

松本市の交通政策について説明

《会長》

ありがとうございました。今の内容について何か質問等ありましたらお願いします。

《委員 D》

公設民営バスのところで、バス運転手不足を原因とした廃線や減便はないとあるが、実際にはタクシー会社が運営しているコミュニティバスはタクシーの運転手がコミュニティバスを運転している。

なぜそのような状況になったかという土日も運行するようになったため、バスの運転手として入社してきた方たちが約束と違うと言って辞めてしまった。また、事故については最大限気をつけて運転しているがどうしても事故が起こってしまう。そのときはやはりそれなりの処分が下ってしまう。新しい運転手を補充しようとしてもこれだけ売り手市場のなか、仕事を選ぶ基準が給料となってくる。

給料を上げるために委託料を上乗せしてほしいと以前から話しているが、資料でお示しいただいたようにこれだけ予算がかかっているなかでそれが難しい。

ドライバーとしてどうするかと考えたとき、国からだけではなく、これからは県からも委託料の支援をしてほしいという話をしていこうと考えている。市としても県からそういった連絡がきたら、予算が厳しいという話をさせていただいて、ぜひとも少しでも県から支援を受けられるように市としても打ち出していただけるとありがたい。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、タクシーも最後の公共インフラです。路線バスもしかり。鉄道は廃線しようと思ったらどんどん廃線できるが、バスやタクシーはそういった訳にはいけないので、我々の給料を上げるための施策を我々ドライバーの方からも訴えていくのでご協力をお願いしたいと思います。

《委員 E》

確かにバス運転手不足を原因とした廃線や減便がないことも、お話のとおり運転手不足が深刻なことも事実です。協定は5年間かけて締結しているが、そこで約束した以上の人件費を払うこともしていないととてもドライバーを確保できない。ドライバーの皆さんの待遇改善は急務なので、精一杯やっているが、まだまだ不十分なところもあると反省している。

県の補助の関係だが、新しい補助制度ができ、本市にもいくつか対象となる路線があるので、皆さんと連携しながら少しでもバス路線が維持できるようにやっていきたい。

《委員 C》

100 円バスのキャッシュレス化について、これの背景について知りたい。

《委員 E》

現金(小銭)を持ち歩くのが面倒だという意見がある。また、どれだけの人がこの100円バスに乗っているかデータがないため、そういったことを把握して今後の運営に活かしたいという背景がある。

《会長》

15:00	人口減少やガソリン高騰、ドライバーの確保など大変かと思いますが、市民、特に高齢者や障がい者にとって公共交通はインフラそのものなので、続けて活性化をしてほしいと思っています。 6 閉会 ＜事務局＞ 閉会を宣言
-------	---